

スポーツ振興条例調査特別委員会

(平成28年6月7日)

○ 樋口龍馬委員長

おはようございます。ただいまよりスポーツ振興条例調査特別委員会の第3回を開会させていただきます。

では、まず初めに、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

事務局、よろしくお願いいたします。

○ 岡田議会事務局主幹

おはようございます。事務局から本日配付させていただいた資料の説明をさせていただきます。

座って失礼します。

まず、資料1といたしまして、前回の特別委員会の中でスケジュールを変更していただきましたので、変更したものを配付させていただいております。

資料2といたしまして、今回、正副委員長案としてつくらせていただきました四日市市スポーツ振興条例の構成という全体像がわかる資料をご用意させていただきました。

続きまして、資料3といたしまして、四日市市スポーツ振興条例の素案になります。

続きまして、四日市市スポーツ振興条例の正副委員長案の逐条解説付き、こちらが資料の4になっております。

続きまして、参考人招致候補者リスト、こちらは資料5です。

参考資料といたしまして、専門的知見の活用で依頼をお願いしようとしております杉田教授の紹介の資料をつけさせていただいております。

最後に、その専門的知見を活用した調査研究業務委託についてということで資料を用意させていただいております。

資料は以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

では、条例の素案についてということで早速入っていきたいというふうに思うんですが。本日は土井委員と日置委員に関しましては欠席のご連絡を頂戴しておりますので、あら

かじめご了承ください。

では、皆様、お手元の資料2をご用意ください。

まず、今回、条例の案をつくっていくに当たりまして、先般皆様にお示しさせていただきました骨子のほうからこの構成をつくり上げてまいりました。

前文というところに整理してある部分、まだ、前文に関しましては内容を決め込んでいる形ではございませんし、今回の条例案の中にも前文については触れていない状況になっております。

ここにつきましては、議員提案の条例の中で一番色が出る部分になるということで、私どものほうでまず作文をしていくということが必要になってこようかと思えます。

我こそは作文したいという方がおみえになりましたら手を挙げていただきたいと考えるところでございますが、特段ないということであれば私のほうで揉ませていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか、どなたか我こそという方がおみえになりましたらよろしく願いいたします。

正副委員長のほうでお預かりさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、こちらのほうで作文したものを皆様にまたでき次第お示ししたいと思えますので、その上でたたいてたたいて跡形もない状態にしていただいたらいいのかなと思うところでございます。

続きまして、総則の部分、先般ご確認をいただきました骨子に基づいて、まずは目的と、次に定義、この定義というのは条例中に出てまいります文言の定義を行うという部分になってまいります。

3番目、基本政策として、先般ご確認をいただいた3つの政策、その1つ目がスポーツを通じた健康長寿社会の創生、2つ目が地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進、3つ目は地域スポーツコミッションの推進ということで基本政策を挙げさせていただいております。

4つ目、5つ目、6つ目に関しましては、市の責務、市民等の役割、そして、スポーツ関係団体の役割、7番も事業者の役割ということで、四日市市に住み暮らすまたは働いて

いただいている皆様の役割等について記させていただくという格好になっております。

基本的施策のほうなんです、計画の策定、スポーツ推進計画をこの条例の中でしっかりと定めるべきものとして置かせていただくということが8番ですね。

9番目、スポーツ施設の整備、それから、利用促進等について触れていきたいと考えております。

スポーツを通じた健康長寿社会の創生、地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進、地域スポーツコミッションの推進ということで3つの基本政策について詳しく触れていくというふうに考えております。

15番目といたしまして顕彰、これは活躍された方であったり貢献された方に対する顕彰の規定について触れていきたいというところでございます。

また、16番の委任でございますが、これは実際に進めていく上で、行政部局に一定の権限を委任していくというところについて触れていくものでございます。

以上が構成となりますが、この構成につきまして何かご質問、ご意見等ございます方、おみえにならないようでしたら、ここから条例の素案について事務局のほうより説明をさせていただきたいと思っております。

○ 早川新平委員

今、委員長もちょっと読み間違えたような環境の整備というところで、9番、スポーツ設備の整備で、これ設備でええんやろうか。施設とどっちがいいのかなと思いつつ伺っておったんやけど。設備と施設はちょっと意味が変わってくるけど。

○ 樋口龍馬委員長

ごめんなさい。そこについては条例のほうでは、今、早川委員のご指摘いただいた格好になっておりますので、次回、この校正につきましては改めて文言修正したものを皆様のタブレットのほうに送らせていただきたいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようですので、では、事務局、説明をお願いいたします。

○ 岡田議会事務局主幹

事務局から資料4の四日市市スポーツ振興条例素案の逐条解説付き、こちらを朗読させていただきます。

座って失礼させてもらいます。

名称案と前文に関しましては、先ほど委員長からご説明がありましたように後日ご議論いただくということで、まずは第1条の目的から朗読させていただきます。

第1条、目的。この条例は、スポーツの推進について、基本政策を定め、並びに市の責務、市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる活力あるまちづくりの創生に資することを目的とする。

解説、本条では、条例制定の目的について明記しています。

ここでは、前文にあるようなスポーツの果たす役割や重要性を踏まえ、本条例において、スポーツの推進についての基本施策を定め、市の責務及び市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定め、その目的が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる活力あるまちづくりの創生にあることを示しています。

第2条、定義。この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号、市民等。本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいう。

第2号、スポーツ関連団体。市内においてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体——国及び地方公共団体を除く——をいう。

第3号、事業者。市内において事業活動を行うすべての者——スポーツ関連団体を除く——をいう。

第4号、スポーツ活動。スポーツを「する」こと、「観る」こと又はこれらを「支える」ことをいう。

第5号、地域スポーツコミッション。スポーツをまちづくりや地域の活性化を図る手段のひとつと捉え、市、スポーツ関連団体、事業者等が連携及び協働して地域振興を目指すことを目的とした連携又は組織的な取組をいう。

解説、本条では、この条例でよく使用する用語の意味を定義しています。

続きまして、第3条、基本政策。スポーツの推進によるまちづくりを総合的に実施するため、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市は、相互に協力して、次に掲げる基本政策の実現に努めるものとする。

- 1、スポーツを通じた健康長寿社会の創生。
- 2、地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進。
- 3、地域スポーツコミッションの推進。

解説、本条では、スポーツの推進によるまちづくりを総合的に実現するにあたり、基本となる3つの政策について明記しています。

1、スポーツを通じた健康長寿社会の創生。「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめるよう生涯スポーツを推進し、スポーツ活動の持つ力により市民等の健康寿命の延伸が図られることは、市民一人ひとりの生活の質や幸福度が高まるとともに、活力あるまちづくりの創生に大きくつながるため、市、市民等、スポーツ関連団体、事業者が協力して取組を進める必要があります。

また、高齢化社会が進展する時代において、誰もができる限り長く健康に暮らすことができれば、副次的に医療費等の社会保障費の負担が軽くなることも期待できます。

2、地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進。地域スポーツの持続的な発展にはトップアスリートや指導者がその優秀な技術や経験を發揮して指導や育成に当たることが重要です。また、子供や学生など、多くの市民にとってけがのないよう適切でハイレベルの指導を身近に受けることができれば競技水準の向上につながり、四日市から全国大会はもとよりオリンピックの場へ選手を送り出すことも夢ではありません。

現役でいられる期間が短いトップアスリートの能力を、新たに指導者として生かせる環境づくりを進めることは、市民との間で新たな好循環が生まれることが期待できます。

3、地域スポーツコミッションの推進。平成33年度に実施予定の三重国体に向けてスポーツ施設等の環境整備が行われることを契機に、スポーツを「する」こと、「観る」こと、「支える」ことといった「スポーツ活動」が盛り上がりを見せ、市内外の交流も盛んになることが予想されます。

こうした動きを一過性のものに留めることなく、スポーツをまちづくりや地域の活性化を図る手段の一つと捉え、市、スポーツ関連団体、事業者等が連携及び協働して地域振興を目指すことを目的とした連携又は組織的な取組を推進し、活力あふれるまちづくりを進めていきます。

めくっていただきまして、第4条、市の責務。市は、この条例の目的を達成するため、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

解説、平成23年8月にスポーツ基本法が、平成27年4月には三重県スポーツ推進条例が施行され、また県内では平成30年に全国高等学校総合体育大会、平成32年に全国中学校体育大会、平成33年には国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催が予定されています。さらに平成32年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、本市のスポーツ推進が飛躍する機会が訪れようとしています。

そのため、本条では、本条例に基づいてスポーツの推進に関する施策を実施するにあたり、市がスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することをその責務として定めています。

第5条、市民等の役割。市民等は、自主的なスポーツ活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、スポーツに関する施策に協力するよう努めるものとする。

解説、本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するに当たり、実際の活動の中心となるべき市民等に期待される役割について明記しています。

多くの市民がスポーツ活動によって健康を保持、増進し、幸福を実感できる人生を過ごしてもらえよう、スポーツ活動に自主的に取り組み、スポーツに関する施策に協力いただくよう努めることとしています。

第6条、スポーツ関連団体の役割。スポーツ関連団体は、自主的なスポーツ活動を通じて、スポーツに関する施策に協力するよう努めるものとする。

解説、本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するに当たり、実際の活動の担い手となるスポーツ関連団体に期待される役割について明記しています。

体育協会ほか各種のスポーツの推進に取り組む種目ごとの競技団体、地域に根差してスポーツに親しもうという視点を持った総合型地域スポーツクラブ、地域の少年団等のスポーツ団体など、さまざまなスポーツ関連団体が市内で活動を行っています。

各種のスポーツをこれまで以上に推進するため、スポーツ関連団体が自主的なスポーツ活動を通じて、スポーツに関する施策に協力いただくよう努めることとしています。

めくっていただきまして、第7条、事業者の役割。事業者はスポーツ活動を行いやすい環境の整備に努めるとともに、スポーツに関する施策に協力するよう努めるものとする。

解説、本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するに当たり、事業者に期待される役割について明記しています。

市内の民間事業者においては、そこで働く人々にとって、スポーツ活動を行いやすい環境整備に努め、スポーツに関する施策に協力いただくよう努めることとしています。

第8条、スポーツ推進計画の策定。市は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的事項、具体的施策、その他、必要な事項を定めた計画——以下、この条において「推進計画」という——を定めるものとする。

市は、推進計画を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3、市は推進計画を策定するに当たっては、四日市市スポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

解説、本条では、市が本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するに当たり、市が推進計画を策定する必要があることを明記しています。

スポーツの推進は継続的かつ効果的に実施する必要があることから、全体的視野、中長期的な視野に立って一定の目標を設定し計画的に施策を推進するとともに、市民の意見を反映した計画とすること、四日市市スポーツ推進審議会に意見を聴取することを定めています。これらのことはスポーツ基本法において市の推進計画の策定が努力事項となっていることから条例により明確化したものです。

この条例の施行後は、第3条に定める基本政策および次条以降に個別に定める基本的な施策を推進計画において具体的に位置付け、計画的にスポーツ行政を推進していくこととなります。

めくっていただきまして、第9条、スポーツ施設の整備、利用促進等。市は、市民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設——スポーツの設備を含む。次項において同じ——の整備、維持管理、利用の促進、その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2項、市は、前項の規定により、スポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図

るよう努めるものとする。

第3項、市は、市民にとって身近なスポーツ活動の場の充実を図るため、学校その他の施設を容易に利用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

解説、本条では、スポーツ施設の整備、利用促進等について明記しています。スポーツ施設の整備は市民等のスポーツライフを実現し、市民参加を促進するとともに、競技力の向上や障害者によるスポーツ活動の推進、また、地域スポーツコミッションを推進する上でも不可欠な基本的要素であり、公の役割として市が適切に環境整備の充実を図る必要があります。

本市においては年月の経過に伴う施設の老朽化や施設基準の改正、利用者ニーズの多様化など、スポーツ施設を取り巻く環境が大きく変化してきたことを踏まえ、スポーツ施設の整備、維持管理、利用促進並びに施設の安全確保とともに、障害者等の利便性向上を図り、さらに学校、その他の施設を容易に利用できるよう必要な施策を講ずることを定めています。

第10条、スポーツを通じた健康の保持増進。市は、市民のスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進するため、スポーツ関連団体及び事業者と協力してスポーツ活動に関する情報の適切な提供、その他の必要な施策を講ずるものとする。

解説、本条では、スポーツを通じた健康の保持増進について明記しています。スポーツ活動の持つ力により市民等の健康が増進し、病気や高齢者の介護予防につながることは、市民一人ひとりの生活の質や幸福度が高まります。

高齢化社会や人口減少社会の進展にも対応できるよう、市民等のスポーツ活動を通じた健康づくりを推進し、スポーツ関連団体及び事業者と協力してスポーツ活動に関する情報の適切な提供その他の必要な施策を講ずるものとしています。

めくっていただきまして、第11条、生涯スポーツの推進。市は、全ての市民が生涯にわたって体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるようスポーツ活動に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成に努めるものとする。

解説、本条では、全ての市民が生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができるようスポーツ活動に参加する機会を提供することを定めています。

また、体力、年齢、技術、目的に応じて市民がスポーツに親しめる環境づくりを進める

ためには、地域スポーツクラブ及び地域におけるスポーツ活動を担う人材に、生涯スポーツの推進に大きな役割を果たしていただくことを期待して、その育成に努めることとしています。

第12条、競技水準の向上。市は、スポーツ選手及びスポーツチームの競技水準の向上を図るため、スポーツ関連団体等と協力して、年齢に応じたスポーツ選手の計画的な育成及びトップアスリートを育成する仕組みの構築に関し、必要な施策を講ずるものとする。

第2項、市は、スポーツ選手の健康保持、安全の確保及びドーピングの防止を図るため、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発及び知識の普及並びにスポーツドクター等の活用の促進に関し必要な施策を講ずるものとする。

第3項、市は事業者が果たすスポーツの普及及び競技水準の向上に係る役割の重要性に鑑み、事業者が有するスポーツチームとの連携及び民間活力の有効活用に努めるものとする。

解説、本条では、競技水準の向上について明記しています。

オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本市選手の活躍は市民に夢、感動を届けるとともに、活力ある社会の形成に貢献し、郷土への愛着を深め、市民の一体感の醸成につながります。また、子供にとってスポーツへのあこがれを抱き、スポーツに取り組むきっかけとなります。

そのため、スポーツ関連団体と協力して、年齢に応じたスポーツ選手の計画的な育成及びトップアスリートを育成する仕組みの構築に関し必要な施策を講ずるものとしています。

また、スポーツ選手の健康保持、安全の確保及びドーピングの防止を図るため、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発及び知識の普及並びにスポーツドクター等の活用の促進に関し必要な施策を講ずることを定めています。

さらに、事業者が果たすスポーツの普及及び競技水準の向上に係る役割の重要性に鑑み、事業者が有するスポーツチームとの連携を深め、多くの市民を巻き込んだサポーター活動を活発にするとともに、民間事業者が持つスポーツ資産、資金力、アイデアなど、その活力の有効活用に努めることを定めています。

めくっていただきまして、第13条、指導者の確保及び育成。市は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材——以下この条において「指導者等」という——を確保し、及び育成するため、スポーツ関連団体と協力して、研修会または講習会の開催等指導者の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第2項、市は、指導者等及びトップアスリートが、その有する能力を幅広くスポーツ活動に生かすことができるよう環境の整備に努めるものとする。

第3項、市は、学校、スポーツ団体等の指導者等が相互に連携し、継続的かつ充実した指導を行うことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

解説、本条では指導者の確保及び育成について明記しています。

トップアスリートの養成はもちろんのこと地域スポーツクラブの発展についても優秀な指導者等の存在は欠かせません。そのため、指導者等を確保し、育成をするため、スポーツ関連団体と協力して、研修会又は講習会の開催等指導者の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとしています。

また、指導者等及びトップアスリートがその有する能力を幅広くスポーツ活動に生かすことができるよう環境の整備に努めるものとしています。

さらに、学校、スポーツ団体等の指導者等が相互に連携し、継続的かつ充実した指導を行うことができるよう必要な施策を講ずるものとしています。これは、近年、中学校における部活動において運営や指導面で諸課題が散見されることから、その対応策の一つとして外部指導者活用の道筋を開こうとするものです。

第14条、スポーツを通じた地域の活性化。市は、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、スポーツ関連団体及び事業者と協力してあらゆる地域資源及び観光資源を活用し、各種のスポーツ大会及び競技会、スポーツイベント並びにプロスポーツの開催または誘致に積極的に取り組むものとする。

解説、本条では、スポーツを通じた地域の活性化について明記しています。

スポーツは人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の活力向上に寄与する力を持ち合わせています。また、大規模なスポーツ大会の開催等、スポーツと観光を組み合わせたスポーツツーリズムによる誘客や交流人口の拡大により地域経済の活性化にも好影響を与えるものです。スポーツで賑わい、スポーツでまちを元気にするため、スポーツ関連団体及び事業者と協力して、あらゆる地域資源及び観光資源を活用し、各種のスポーツ大会及び競技会、スポーツイベント並びにプロスポーツの開催又は誘致に積極的に取り組むものとしています。

めくっていただきまして、第15条、顕彰。市長及び議会は市民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果をおさめた者及び第3条に定める基本政策の実現に貢献したと認められる者を顕彰するものとする。

本条では、オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会において輝かしい成績を収め、市民に夢、感動、勇気を届けるなど、スポーツで顕著な成績を収めた選手やスポーツにおいて「する」「観る」「支える」といったさまざまな活動を通して、長年、スポーツの推進に多大な貢献をしている人を顕彰し、広く市民に周知することで、市民のスポーツに対する関心とスポーツを行う意欲を高めることを明記しています。

第16条、委任。この条例の施行に関し必要な事項は別に規則で定める。

解説、この条例の施行に必要な規則の制定を執行部に委任する規定です。

附則、この条例は、平成29年1月1日から施行する。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。説明をいただきました。

進め方についてなんですが、条文の一言一句を見ていくという考え方ではなくて、逐条解説の中に皆さんの思いであったり考え方がもし至らない部分があったら、その点について入れていただきたいですし、この考え方は必要ないのではないか、そんなご意見もあるようでしたら賜りたいなというところでございます。

スポーツを「する」「観る」「支える」についてなんですが、いろいろと確認をさせていただきました。国のスポーツ基本法のパンフレットの中で「する」「観る」「支える」という文言を使っていたいておりますので、これは国に準拠する形で「する」「観る」「支える」で使わせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

この条例策定に当たって、皆さんと意識を確認しておきたい部分なんですけれども、条例の目指すところといたしましては、20年後、30年後、50年後といった長期的なビジョン、スポーツがどのようになっていくんだというところも考えながらの条例に仕上げていきたいというふうに考えているところでございますので、この部分、ご留意いただきたいというところ、先ほど、逐条解説の中で不足している部分等があったらご指摘をいただきたいというお話をさせていただきました。例えば、ドクターとのかかわりであったり、寄附の部分の文言であったり、障害者についてのところが十分であるか、そういったところにも視点を置いて、ぜひご協議をいただければというふうに考えているところでございます。

発言は挙手にてお願いをいたします。

○ 加納康樹委員

本当、短期間でこれだけまとめていただいたこと、本当にありがたいと思っていますし、私として別に細かいところはなくはないんですが、足らず云々というところは特段感じませんと言っておいて、ちょっと多少、話を戻すようで申しわけないんですけど、まず、別の角度からこのそれぞれの条項について説明をしてほしいんですけど、例えば、三重県のスポーツの条例及び先行する他市の条例と比べて特徴的な項目及び割愛されている項目というものがざっと説明ができるようであればお願いしたいんですが。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

まず、すべからくと比較をしているという格好ではないんですが、主に熊谷市の条例を参考にしながらここまで置かせていただいています。ただ、ドクターの活用をしていこうですか、あと、スポンサーシップについて云々ということの解説の中でここまで詳しく挙げているものは、今のところないのではないかなというふうに考えているところです。

その他の点について、特徴的な部分というのは今あるかと問われると、そこまでのものはないのかなと。

何か事務局のほうであります。私はその2点かなと思っておるんですが。

事務局、補足をお願いします。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

座って失礼をいたします。

まず、スポーツ基本法ができる前に条例をつくられた自治体、それから、できた後につくられた自治体で大きく構想が違うのかなと見ております。

特に、法が成立する前は、割と理念条例にとどまるものが多いんだろうと。それから、基本法ができて以降は、基本法の趣旨を踏まえた条例、割と具体的なところに踏み込んだ条例が多いかなというふうに見ております。

議員政策研究会で昨年度、取りまとめていただいた内容につきましては、基本政策として大きく3本の柱を立てていただいた。これは、理念条例をつくった自治体に比べて大きな推進の第一歩であるかなというふうに見せていただいております。

その上で、その基本政策を展開するために構成図でいきますと5本の細かい施策として落とし込んでいただいておりますということで、この辺を具体的に書き込んでいただくことによって後の推進計画の策定、これは執行部さんのお仕事になるかと思うんですけど、そこで具体的な事業として幾つか位置づけのほうをしていっていただけるよう、道筋を立てていただいた構成になっておるかなとは思っております。

構成的な特徴としては今申し上げたとおりでございます。あと、内容につきましては、これからご議論の中で肉づけなりをしていっていただけるものかなというふうに捉えております。

私からの補足は以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

ということでございます。理念条例にはとどまっていないというところで、政策条例にしていく必要があるという皆様のご意見については相当入れさせていただいたという格好になっております。

引き続き、よろしくお願いいたします。

○ 中川雅晶委員

ちょっとまだ全部熟読していないのでよくわからないんですけど、例えば、最後の第15条の顕彰にしても、こんな顕彰は今でもあるように感じて、せっかく条例をつくるのであれば、やっぱりおもしろい顕彰の仕方というのも工夫することが少し必要になってくるのかな。先日、NHKで為末さんがコーディネートして、あれは延岡市と、それから、阿南市のスポーツタウンの事例を紹介されていて、すごいイズムを感じたんですね。

確かに、延岡市はマラソン、陸上競技に特化していたし、阿南市は野球1本でというところで、広がりというところではどうかなと思ったんですが、ただ、でもすごいイズムを感じたので、その辺をどうこの中に入れていくのかなと。

このまま多分、条例を通してイズムはなかなか落ちないのかなというところを、どうやってイズムを落としていくのか、それは逐条解説なのか条文の中でエッセンスを少し入れるのかというところやと思います。実際には実施計画の中へどういうふうに取り入れていくという形なんですけど、その顕彰も、例えば、スポーツ大会で皆さんの前で表彰状を渡すだけの顕彰ではなくて、本当にオリンピックとかトップのところで活躍した選手があ

れば、手形なのか足形なのか靴型なのかわからないですけど、そういうところをとどめるというようなことも、それは一つの案として、少し目に触れたりとか夢を感じる、そのときに夢のシェアという言葉が言われたの、いい言葉やなと思って、それはさっき言ったする、観る、支えるというのはまさしくこれ、夢のシェアなので、自分がするのもそうですし、感じるもそうですし、そういうところの夢のシェアを思わせるような顕彰の仕方があったらいいんじゃないかなというところをぜひ検討いただきたいのかなというふうに思いました。

それと、あと、スポーツを通じた地域の活性化というところで、開催とか誘致とかというのは当然の話ですが、例えば、皆さんで支えらなれば、次の世代にスポーツに参加するという機会をどう確保していくかというか、アスリートとして参加するだけではなくて、運営とかに参加するという部分も少し広げるような、例えば、学生とか市民とか、そういう市民のボランティアがそういう誘致した大会にしっかりと参画できるようなことも少し中に入れていくと、実施計画のときにおもしろくなるのかなというふうに思いました。

あと、気になったのが、第8条の第2項のところに市は、推進計画を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるよう必要な措置と書いてあるんやけど、これ、市民等ですかね。

○ 樋口龍馬委員長

なるほど。

○ 中川雅晶委員

定義のところでも市民等になっているので、市民等というふうにしてもらったほうがいいかなと思って、細かいところ、とりあえずわかりやすいところで。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

顕彰方法についても少し、余り個別具体的には難しいところもあるのかなと思うんですが、それを想定していけるような解説内容にしていくということであったり、条文の中に反映できるようにということは検討していきたいというふうに思います。

運営等に参加するというところについては、市民の責務の中で若干触れられているのか

なというふうに思うところではあるんですが、逐条解説に不足の部分というふうに捉えまして、市民等の役割の中でもう少し明確に運営等にも積極的にかかわっていくと、スポーツに関する施策にご協力いただくようにというところに包含してしまった部分があるかと思しますので、ここの文言を厚くしていきたいというふうに考えます。

よろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員

はい。

○ 樋口龍馬委員長

他にございます方。

○ 三木 隆委員

非常にうまくつくってありまして、僕、感心して見ておったんですが、イメージどおり、僕、以前から、この委員会での条例に対してのイメージは95点ぐらいつけてもいいかなというぐらいに思いますので、ご苦労さまでした。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

○ 荻須智之委員

済みません、そこまで言ってもらったらちょっと注文つけられへんのですが、よくできています。ありがとうございます。

この中には第12条の最初にトップアスリートを育成する仕組みの構築というところで、逐条解説のほうに年齢に応じたスポーツ選手の計画的な育成及びトップアスリート育成に必要な施策を講じるということで、前々からちょっと議論に出していましたが、奨学金のような、トップアスリートになるためにはお金が要るぞということの根拠にもなるであろうということと、次のページの第14条の各種スポーツ大会及び競技会ということで、競技会、競技スポーツも取り上げていただいていますので、なくなっているプール、水泳競技場もつくっていただけることなどということも確認できましてありがとうございます。

こういう競技力向上のほうばかりに目を向けていますと、一番肝心の振興条例の土台をちょっと見落としてしまうかなという気がちょっとしまして、どうしてスポーツに親しまなければならないのかという理由づけというのに対する啓蒙活動も必要なんです。

先般、国民健康保険の件で一般質問した中で、ずっと継続して持久的運動をしている人なんてこの中に一体何人みえるのかなという状態ですので、それを啓蒙したりするというようなことを、スポーツの育成、スポーツの普及の中に入れていただけたらなと思います。

そういうことを意識できるような文言が入っておればいいなと思う程度ですけれども、お願いします。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

スポーツの推進施策について触れる部分が必要ではないかということによろしいですね。

○ 荻須智之委員

はい、それでいいです。

○ 樋口龍馬委員長

その点につきましては考慮させていただきたいと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと理事者のほうに確認等も含めてよろしいか。

第12条、競技水準の向上なんですけど、第2項、市は、現状、スポーツ選手の健康保持、安全の確保及びドーピングの防止等に対する施策というのは何かやっているのかやっていないのかというのが1点。

それは今、理事者に聞きたいなという思いです。

それから、もう一つの逐条解説の第13条のところ、ちょっと委員長のほうからは、これは長い目である程度見据えた長期的なものだということですので、できたら、文言の整理ですけれども、解説の下から3行目、4行目あたりなんですけど、近年、中学校における部活動における運営面での諸課題が散見されると、これは今の時点の表記になってくるので、これが何年かたってきたときにこの解説がそぐわないことになってくるのかなと。

だから、ある意味でいうと、やっぱり中学校における部活動における運営、指導面で外部指導者活用の道筋を開こうという表現におさめておいたほうが将来にわたって有効的な内容になるのではないかという思いが、感想としましてあります。

もう一つ、最後の顕彰のところですけど、今、顕彰規程というのが四日市市にありますよね。その顕彰規程というのを一度ちょっと確認させていただいて、議会にもあるかと思うんですが、加納前議長が何度も全国大会に出られた方を表彰されたり、トップアスリートにはきちんとしているけど、この下のスポーツの推進に多大な貢献をしている人というのは、これ、全国大会に出なくてもそういう人はたくさんいらっしゃるんで、そういう道を開こうということは大変いいかなという思いがするんですけど、それに対する予算措置、例えば議会とか、行政のほうも必要になってくる可能性もあるので、その辺のちょっと考え方だけ委員長にちょっと一遍確認をすると、この3点。

○ 樋口龍馬委員長

では、まず、1点目でございます。ドーピング等について、現在の施策の確認をさせていただきたいと思います。

では、川森課長、お願いします。

○ 川森スポーツ課長

おとし、ちょっとこの後にもご紹介されます杉田先生からジュニア世代へのスポーツと健康という観点での講演会というようなスタイルで一度させていただいております。

それ以外、ドーピング等につきましては、申しわけございませんがこれまではやってきておりません。

○ 樋口龍馬委員長

この点につきまして、やっていないということなんですが、笹岡委員、よろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、この競技水準向上の第2項の部分によると、ドーピングの防止策も行政が担っていないかということになってくるんやけど、その点、どうやろう。行政側の受け皿として十分対応できるんやろうか。

○ 川森スポーツ課長

非常に研究をしていかないといけないなというふうに我々としては思っています。

といいますのは、このドーピングというのは、一般的にはよく大会等の前にドーピング検査等が行われるということなのですが、例えば、一般的に市販されているかぜ薬等にも陽性反応を起こしてしまうというような、そういうようなものもございますので、そういったものに対する啓発というのが実際、本当に市レベルでそういったことまでできるのかどうかというところが、果たして、我々が取り組めるかどうかと。ただ、一般的にこういったドーピングというのはいろんなさまざまな競技において禁止事項としてされていますよという、それこそ啓発といいますか、そういったものはできるかなというふうには思っておりますけれども、個々の具体的な話についてはちょっともう非常に難しいのかなというふうには考えています。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、我々もそのように受け取った内容でいいという理解でよろしいですかね、今の行政側の対応に対する受けとめ方ね。

○ 樋口龍馬委員長

この中ほどにあります啓発及び知識の普及並びにスポーツドクター等の活用の促進ですので、今の捉え方でいいのではないかなというふうに考えておりますが。

○ 笹岡秀太郎委員

了解です。

○ 樋口龍馬委員長

2点目でございますね。

第13条の逐条解説にございます近年の表記についてですが、確かにおっしゃるとおり中長期でものを考えていったときに、この近年の扱いが難しくなってくるころがあるかと思っておりますので、これはあるべき姿というような格好で記述の変更をさせていただきたいというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

はい。

○ 樋口龍馬委員長

最後に、第15条の顕彰についてなんですが、先ほど中川委員からも提案ありましたけれども、お金がかかることだけではないのかなというふうには思っておりますし、スポーツ選手を例えば観光大使にしていったりということも今促進が図られております。名誉市民なんていう扱いも出てくるのではないかなというふうに思いますので、予算的のところだけにぐっと踏み込んでいくものではないというふうに考えておるんですが、場合によっては新たな予算が必要になってくる場面も出るのかなというふうに思うんですが、その予算ありきで想定している条項ではないというのが私の考えでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

その考え方でいいかと思いますが、例えば、議会でこういうことをしようと思うとやっぱり、ひとつ、地域スポーツにおいてという部分がふえる、中川委員の視点を生かしていかうとすると一工夫やっぱり要るのかなという気がするので、この辺ももう少し積み上げていったほうがいいかなという感想です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。ご意見として賜っておきます。

他にございます方。

○ 早川新平委員

僕だけなんやろうかな、前文のところ、ちょっと気になるんやけど、一生懸命さを忘れない心と、上のところに誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもという親しめるスポーツと、こうあるので一生懸命さがないとスポーツやったらあかんのかなという誤解を招くような、その次にトップアスリートを目指す技とか体力向上、これはこれでいいんやけど、やっぱり本質はスポーツに気軽にかかわりましょうという意味やと思うんやけど、ち

よっと違和感があるかな。みんなが一生懸命やりましょうやと、でも、俺、一生懸命できないんでという人もいますやんか。例えば、マラソンのフルマラソンを目指すのか、その辺のジョギングを思いついたときにでもやろうやというところで、一生懸命というのは全部に当たるんかなと、ちょっと私はそういう違和感があったので、かわる言葉が、じゃ、なんですかという、ちょっと思いつかんのやけど。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

この前文に関しては、条例の全てを丸めていかなきゃいけないというところもありまして、トップアスリートの育成という視点もこの条例の中には入っていますので、書き分けになってくるのかなというふうには思っています。

全市民に対して一生懸命さを求めていくというよりも、健康増進の視点でスポーツにかかわっていただく方であったり、スポーツの入り口、ファーストタッチとしてという位置づけであったりとなっていく中で、心技体を磨くことで達成されるものというのもあるかと思います。

その心技体の心の中には、やはり折れない心というか、取り組む上での姿勢というものも書きあらわしていかないと逆にトップアスリートの項目であったりというところが漏れてしまうこととなりますので、書き方の中でしっかりと今のご意見反映させていただいて、全ての市民に一生懸命さを求めていくような書きぶりにならないような形にしていくように配慮していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

他に。

○ 森川 慎委員

委員長は、未来とか将来を10年、20年先、50年先を見据えていくための条例と考えてみえるということなんですけれども、解説とか全体を見ておっても、そのあたりがちょっと薄いのかなと。それは前文とかに入れるのがふさわしいのかなというふうにも思いますけれども、先ほども中川委員のイズムというところにもつながってくるのかなと思うので、もう少し明確に四日市市のスポーツへ取り組む人たちの未来とか将来とか、そんなものがうたえたらもっといいかなというふうに思いましたので。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

全体的に入れられる部分があれば、逐次入れていきたいと思います。

また、前文の中にも将来のあるべき姿ということが書き込めるように頑張って作文します。

○ 中川雅晶委員

第4条の市の責務のところ、さっき委員長からもありましたけど、適切な予算の措置を講ずるとかというのが入らなかったのは、これはやっぱり予算編成権の問題であったりとか、そういうところがなかなか入れにくいのか、あえて入れないにしたのかというところの確認と、それから、先ほど最後の顕彰のところ、分科会するときにも議論になりましたけど、全国大会とか行くときに激励金なんかを出すとき、教育長とか市長が渡すルート、また、議会で渡すルート、こればらばらになっていて、アクセスの仕方によって格差が生じるのであれば、それはもう一元的に一つのところがそれをしっかりと適正な激励金を支出できるような方策も考えるとかというところも入れておられるのかどうなのかという確認と、それから、もう一つ、指導者の確保及び育成の逐条解説のところ、トップアスリートだった人が指導者という循環が大切やというのはもう盛り込まれているところはそうなんですけど、医療との連携も実はそうで、しっかり医療の面からサポートできるようなコーチングであったりとか、僕らの時代の指導者みたいにただ怒って、怒って、怒ってというような時代のコーチングじゃもうなくなっているんで、やっぱりコーチングのレベルも時代とともに変遷されているので、そういうところも包含しているのかどうかだけ確認させてください。

○ 樋口龍馬委員長

まず、1点目の予算編成権に対して条例が及ぼしてくる影響について、ちょっと事務局のほうから補足いただけますか。

事務局、渡部さん、お願いします。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

条例の構造的な話にもかかわるんですけども、繰り返しになって恐縮ですが、具体の施策は、推進計画で位置づけられて、それが事業メニューとして後々提案されると、そういう構想をとっておるという中で、条例には予算を適切につけなさいという文言までは入れなかったという程度にとどまっておるということでございます。

その辺は、もし、必要であるかどうかは今後、議論をしていただければというふうに思っております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

私としては、余り、正直、考えていなかったところで、落ちていた考え方だったので事務局のほうに補足をお願いしたところでございますが、中川委員、いかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

私はこのスポーツ振興条例が、どこが所管するかとなると、今の現状の組織的においては教育委員会ですよね。それは、市長部局になるのであればどうなのかなと思ったんですけど、やっぱり適切に、何でもかんでも予算をつけろという話じゃないですけど、少し予算の措置についても触れておいてもいいのではないかなと私は個人的には思うんですが、触れなくてもさほど影響のないということも片や思いますので、その辺は今後ちょっと議論の課題として扱っていただければなと思います。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

予算の措置についてという点についてはそうさせていただきたいというところと、第13条の中で医療との連携という部分なんですけど、これは後ほど出てくる専門的知見の中でも言っていこうと思っているところなんですけど、逐条解説の中に放り込んでいくというのが適切かなというふうに考えますので、その視点を入れさせていただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員

はい。

○ 笹岡秀太郎委員

全体を長い目で見ていくということ、大変大事であって、徐々に徐々にこれが浸透していくということも大事なことになると思うと、どこかでもう少し肉づけをしたいとか、これは見直そうというところで、見直し規定が必要になってくるのではないかという思いがするんですが、ここでは見直し規定は制定されていないので、この辺の視点、どういうふうな考え方でおられるか。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

私はちょっと見直し規定については考えが及んでおりませんでした。

事務局、補足があれば。済みません、全く考えが及んでおりませんでした。

○ 渡部調査法制係長

たびたび済みません、事務局の渡部です。

前回、市民協働促進条例、議員提案でつくっていただいた折にも見直し規定は入っております。定期的な見直しが必要ということであれば条文の中に組み込むことは十分可能でございますので、その点ご協議をいただければよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

今、お二人の委員から少し根幹に触れるような部分でご提案をいただいております。

政策と予算の関係についてもこの条例の中に放り込んでいくのかという部分、そして、見直し規定についてどう考えるのかというところにつきましてご協議をいただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

特段なければ正副委員長のほうでちょっと預からせていただいて表現させていただくという格好をとりたいと思いますが。

○ 笹岡秀太郎委員

それでいいと思うんです。

それで、例えば、今言われたように予算措置に必要な部分の肉づけというのは後の見直し規定の中で生かせるような方式をとっておけばいいのかなという気がするので、あとはもう委員長にお任せします。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

では、私どものほうで一度、預からせていただきたいと思います。

他にございます方。

○ 早川新平委員

ちょっと教えてほしいんやけど、確認なんやけど、スポーツの功労賞とか奨励賞ってありましたよね。あれ、体育協会が出しておるの。

○ 樋口龍馬委員長

体育協会が出しているやつと教育委員会が出しているやつがありまして、その点について、現在の顕彰について市が預かっているものについて理事者のほうから補足いただけますか。

○ 上田スポーツ課課長補佐

スポーツ課課長補佐の上田と申します。

表彰の件ですが、まず、競技のほう、全国大会や国際大会で優秀な成績をおさめられた選手というのは栄光賞、奨励賞という形で5月に行われる体育協会の総合開会式のほうで表彰をさせていただいております。

それで、地域のほうで20年以上活躍されてみえる方と特に顕著に四日市でスポーツの振興に貢献された方ということで功労賞、有功賞というものを10月に四日市市民スポーツ

ェスティバル、四日市ドームの開会式の際に表彰させていただいております。

市の表彰としてはこの四つと、あとは栄誉賞というものを特別にご用意をさせていただいています。オリンピックとか世界選手権で優秀な成績をおさめられた方というのは栄誉賞ということで設けさせていただいております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ということは、市が出しておること。体育協会が出しておるのではなしに。

○ 上田スポーツ課課長補佐

そうですね、今申し上げたのは全て市が表彰しているもので、体育協会のほうでも個別に別途表彰のものがあるかもしれませんが、ちょっとそこまでは存じ上げていないという状況でございます。

○ 早川新平委員

第15条の顕彰のところ、皆さん議論されておったときに、主催がどこなのかによってこれ、変わるんで、そこところがやっぱりちょっと規定しておかんとエンドレスになってしまうところがあるのですね。

さっきの功労賞とか有功賞とか栄誉賞とか、この間も5月の、委員長もご一緒やったんやけど、毎年もらうので、体育協会が出しておるか、市が主なんか、ちょっと疑問があったんでお伺いをしました。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

関連で。

私、ごめん、勘違いしておった。

全国大会等に優勝されたり、オリンピックでいい成績をおさめたって、例えば議長に報告があったり市長に報告があった折は、奨励金、激励金が出るんやな。市長は市長交際費になるのかな、議長は議会費かな。ちょっとその辺の確認なんやけど、いわゆる顕彰じゃない、これも顕彰のうちに入るのかね。どうなんやろう、表敬訪問して、ちょっと違うの

かな、勘違いしておった。

○ 樋口龍馬委員長

実は、これは先ほど中川委員も言われたことなんですが、市長表敬訪問して、一緒に議長も表敬訪問してもらおうと激励金が二口出てくるんですね。何ですけど、それを気づかずに議会のほうに報告していないと市側の激励金だけで終わってしまう現状があって、それをアナウンスしていただいていないというのが実際のところですよ。

ですので、先ほど窓口を一本にしてすべからくきちんと平等に行き渡るようにという工夫等についてもこの顕彰の中で表現していくというのが適切なのではないかなというふうに今考えているところでございますが、あれが果たして、顕彰に当たるのかと言われると、あの激励金は、知っている人だけ得をする規定になっていますので。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっとその辺もゆっくり調べてもらって。どういう扱いになるのかね。

○ 早川新平委員

ちょっと関連で。

あれ、たしか高校野球やと100万円出ておったんやな、市長から。

だから、そういうところもきちっとやっぱり体系立てておかんと、他団体からやったら、例えばサッカーと野球が結構比較されるところがあるんやけど、たしか書いてあるんやな。

だから、それが顕彰には関係ないからこれには全く関係ないんやということやなしに、ここである程度ちょっと整理しておかんと、今、委員長おっしゃったように、市長からも、議長からももらえる、実際のところレスリング協会は運営するのにお金が足りないんで、ぶっちゃけた話が、表敬は非常にいい財源になるんやわ、多分、委員長もそうやと思うんやけど。

だから、みんな一生懸命頑張っているんで、私は高校野球は100万円と聞いたときに、何で高校野球だけ100万円なんやろうという、この顕彰とは別のところやけれども、それも含めてちょっと考え直さなあかんの違うかなと。

○ 樋口龍馬委員長

では、この件につきましては、先ほど言われた表彰の規定であったり種類、出所が教育委員会なのか市長なのかという整理、そして、スポーツの各種団体に激励金であったり実際に動いているお金について一度整理をいただいて、こちらの特別委員会に資料として頂戴できれば今後の議論の中で参考になってこようかと思えます。

それを、皆さん、手元に置きながら次回以降で一度検討させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

スポーツを通じた地域の活性化の第14条のところなのかどうなのかちょっとわからないんですけど、ぜひまた議論いただければと思うんですが、せっかくする、観る、支えるというところの、観るという部分で、スポーツ施設整備も観るというよりも体感するという観点で整備を進めていくというようなことも僕は大切なかなと思ってこの間テレビを見させていただいたんですけど。

例えば、延岡市の陸上競技場なんていうのはもう本当に選手が走っているそばで見られるようになっているんですね。それはもうすごい体感を感じるとか、野球場ももう本当に、霞ヶ浦球場なんか恥ずかしいぐらいの、プロとは言わんけど結構な、本当にシニアとか草野球の甲子園とかとおっしゃっていましたが、そういうような、やる部分と観る部分もすごい近いとか、それは競技によっていろいろ安全性の問題とかいろんな観点はあるんですが、少し観る視点を入れた、観るというか体感とか、観て参加できる、よりそれをスポーツに好きになれるような観点でのいろんなソフトであってもハードも含めてという観点の整備も必要じゃないかなというのが、入れるのか入れないのかわからないんですけど、そういう観点もぜひ、せっかく観るというかみんながということであれば、ぜひお願いしたいなというふうに思いました。

○ 樋口龍馬委員長

今、非常に貴重なご意見いただいたというふうに思っております。

延岡市の件は私はちょっと知らなかったんですが、例えば、吹田市のガンバ大阪のグラウンドであったり、広島カープの市民球場も、近所の子供たちが勝手にすき間から見えるスペースが用意してあったりというのがありますので、私の知っている範囲でそれらの資料を準備させていただいて、私は入れるべきかなと思うんですが、皆さんが直観的にわかりにくいところもあるかと思しますので、こういうふうに開けた状況をつくっているよというものをこちらのほうでちょっと準備させていただいて、また提案させていただきたいと思えます。

文言としても入れさせていただきます。

他にございます方。

○ 加納康樹委員

ちょっと私のほうからも、冒頭言ったように、特段抜け落ちている概念云々はないんですけど、できたらはっきりしてほしいなというところが第7条なんですけど、事業者に対して環境の整備というところに包含はされているとは思っているんですけど、前のときにも言ったかな、ハード、ソフトで事業者さんにも支えてほしい、スポーツを目指す人の雇用もしてほしい、そんなようなニュアンスをもっと明らかにできないかなという思いがあります。

どういうことかという、今回ちょっと残念ながら今年は都市対抗野球大会を逃しましたけど、永和商事ウイングさんみたいに丸っと抱えていただくというのは、それは本当にありがたいことなんですけど、そこまでお願いしなくてもヴィアティン三重さんのように頑張ってもらっていて、それぞれの企業さんにちょこっとずつお一人、お二人と雇用してもらってトップのアスリートの醸成に努めるというのは、やっぱりこれちょっと企業さんのご協力ができない感覚だと思うので、これで包含されている、逐条とか読めばわからんことはないんですけど、条文の中にそういったニュアンスがもうちょっとはっきり出るといいのかなという思いをしています。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

その部分につきましてはぜひ検討させていただいて、入れさせていただきたいと思いません。

他にございます方。

○ 荒木美幸副委員長

2回の議員政策研究会を経て骨子案をもとに正副委員長案ということで皆さんにご提案をさせていただいたんですが、この中に特に少しマインドとして入れたほうがいいのではないかなと思うことについて皆さんにもご意見をお聞きしたいんですが、トップアスリートの件なんですけれども、ここやはり1年ほど、トップアスリートの不祥事、これ、プロ、アマ問わず、非常にテレビなどにも大きく取り上げられるという事件が多発をしております。

これは指導という部分にも入ってくるかと思うんですけど、やはりトップアスリートとしての社会的な影響であったり責任であったり、そういったようなこともあわせて指導の中に折り込んでいけるようなトップアスリートづくりを目指していくべきじゃないかと思ひまして、そういった考え方といいますかマインドを、逐条の部分になるのかなと思うんですけれども、入れていくといいのではないかなと感じております。

皆さん、もしご意見いただけるようでしたらと思ひまして提案をさせていただくんですが。

○ 樋口龍馬委員長

副委員長から提案がございましたが、どのように諮らせていただきましょう。皆様から特段のご異論がなければ、議論して盛り込んでいくという方向でいきたいというふうに考えておりますが。

○ 中川雅晶委員

これは前文というよりも、もう既に三重県のスポーツ推進条例の中に子供の健全な育成及び人格の形成に大きく寄与するものであると書いてあるので、それはもう前提の話ですよ。

多少そういうことも盛り込んでいくと、単に技術だけ、人よりもちょっと飛ばせるだけ

がいいとか、人より速い球を投げりゃそれでいいのかということではなくて、何が大切なのかというのをどこかのところで表現いただければ、武道でもスポーツでも、みんな最終的にはやっぱり人格形成が目的なのではと思いますので。

○ 荻須智之委員

不祥事ということだと、ドーピングも含むんですね。これはアンフェアな行為ですので、だから、そういうのを全体的に哲学的に何か教育していくという文言は一言でも入れれば効果があると思いますけどね。お願いします。

○ 森川 慎委員

確かにスポーツを通して人格形成であったり、人間性をつくり上げるというような言葉がちょっとここにはうたわれていないかなというところもあるので、いろんな競技に一生懸命、心技体で心なんかもうたってはあるんですけども、特別にそういうのもう少しどこかで踏み込んで足すということも私はいいのかなと思います。

意見です。

○ 荒木美幸副委員長

今少しいただいた意見を参考にさせていただいて、またこれも正副委員長で考えさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他になければ、この件、こちらで一度閉じさせていただきたいと思います。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、閉じさせていただきまして、2番目、行政視察についてでございます。

先般、8月3日、4日の1泊2日行程で確認をさせていただいたところでございます。

そのときに少し触れさせていただいたんですが、四日市港管理組合議会の県外視察が1

日、2日という可能性があるということで3日、4日をコンクリートさせていただいたんですけれども、実は四日市港管理組合議会の県外視察の日程に変更がございまして、8月2日があいてまいりました。

もし、皆様からお許しいただけるのであれば、私どももいろいろと視察先を調べるに当たって大変興味深い事例もたくさん出てきておりまして、2泊3日の行程を組ませていただけると大変ありがたいと考えているところなんです、皆様の8月2日のご予定はいかがでございでしょうか。2泊3日がもし可能であればということで。2、3、4日ということで、可能であればなんです。

難しいという方おみえになりましたら。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、恐れ入りますが、2泊3日の行程を組ませてください。よろしく願いいたします。

ここで、会議開始から1時間15分が経過しております。一旦休憩をとらせていただきたいというふうに思いますが、25分再開でお願いをいたします。

11:15 休憩

11:25 再開

○ 樋口龍馬委員長

定刻となりましたので会議を再開いたします。

先ほど、行政視察について2泊3日の行程にご協力をいただきました。ありがとうございます。

先般、お話をさせていただいたとおり、3日につきましては熊谷市の視察を行い、議員提案の条例、こちらについて勉強していくと、説明者は議員さんということになります。

そのほかに、先ほどたくさん候補地がありましてというお話をさせていただきましたが、どういったところが上がっているかについてだけ簡単に触れさせていただきたいと思

います。

まず、考えておりますところは、さいたま市。こちらはスポーツコミッションについてということですね。福島市のほうが非常に活発に総合型地域スポーツクラブを展開しているということで総合型地域スポーツクラブ。宇都宮市のほうも同様に相当、総合型地域スポーツクラブが活発でございますので、そちらないし、新潟市のアルビレックスが非常に大きな総合型地域スポーツクラブの格好をとっておりまして、非常に収益も上げておりますしJリーグとしても活躍している、また、ウインタースポーツ、陸上競技であったりバレーボールについてもオリンピックの選手を輩出しているということで成果を大きく上げておりますので、私といたしましては新潟市に行ければなというふうには考えておるんですが、まだ今各所と調整をかけているところでございますので、これにつきましては決定し次第、皆様に行程をご披露していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

この点につきまして、特段なければ3番のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、3番に移らせていただきます。

専門的知見の活用についてです。

資料のほうは参考と押してございますホームページの資料があらうかと思います。

昨日、事務局のお二人と副委員長と4名で三重大学まで行ってまいりました。そこで杉田教授と直接お話をさせてきていただいたところでございます。

どういう点で選ばせていただいたかというところなんです、三重県のスポーツ振興条例をつくったときの座長をしていただいておりますので、そういう点からもスポーツ基本法であったり県条例について非常に詳しいというところで、私どもといたしましては、調査の内容で競技水準の向上とトップアスリート育成に対する先進的な取り組みであったり、プロスポーツの誘致、育成による地域活性化の好事例、また、民間スポーツビジネス、スポンサーシップと公共のかかわりについて、科学的見地から見たスポーツによる健康増進、これ、医科学的というところも含めて、今後の四日市のあるべき姿、将来像など、この五つについて主に調査を依頼したいと考えております。

次回、この内容につきましてもう少し固めて正副委員長案として示させていただきたいと考えておりますが、他に調査をしてほしいという事項があれば皆様からのご意見も頂戴したいと思うんですが、非常にタイトなスケジュールの中で調査をしていただきますので、その点も含みおいていただいた上で、ぜひともこの条例をつくっていく上で必要な調査があればご提案をいただきたいと思いますと思いますが。

○ 中川雅晶委員

杉田先生ってあれですよ、ワールドカップのときに日本代表チームに帯同した河原田の杉田さん。

○ 樋口龍馬委員長

そうなんです。河原田に生まれ育った方でして、四日市に対する思い入れも非常に強く、ただ、きのう打ち合わせしている最中にも、困ったな、リオオリンピックに行かなきゃいけないんだよということで、さまざまところに招聘されているので先生としてもかなりタイトなスケジュールになってくるんですが、私どものほうで意見がまとまれば四日市ということで快く引き受けたいという力強いご返答はいただいているところでございます。

この点につきましてご意見等ございましたらお願いをいたします。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

今から補足して説明させていただきます。

杉田先生はスポーツ科学の点についてプロフェッショナルでいらっしゃいます。先ほどの話の中にもございました民間スポーツビジネス、スポンサーシップであったりプロスポーツの誘致であったり、四日市市のスポーツのあるべき姿、将来像という話になるとこれ、スポーツ社会学になってまいります。

そこで、杉田先生のほうからこの大隈准教授がスポーツ社会学についての専門家ですので、ぜひ共同で調査を行いたいという提案がございましたのでこの中に上げさせていただいております。

ないようでしたら、これを議案として上げていかなければなりませんので、皆様にただ

いまより署名を頂戴したいと思っております。回させていただきますので、お一人ずつご署名をお願いいたします。

○ 中川雅晶委員

委員長、調査費用って幾らぐらい。

○ 樋口龍馬委員長

調査費用についてなんですが、実は原課契約ができるのが50万円までということがございますので、アッパー50万円、今アンダーで考えていますのは30万円。と申しますのは、2度この委員会に来て進捗と結果の報告をしていただくという点で、調査に係る費用ということで10万円、10万円、10万円で合わせて30万円という概算を出させていただいているんですが、昨日の話の中でも大学として受けるのか教授として受けるのかによって規定が違うということで、それについては今、杉田先生のほうで大学で受けるべきものなのか、個人として受けるべきものなのかという調整をしていただいている最中でございますので、細目についてはもうしばらくお待ちいただきたいというふうに思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、議事日程上、どういう扱いになるの。

○ 樋口龍馬委員長

日程上についてなんですが、議事の日程については事務局から補足をお願いいたします。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

先ほどのご質問について、想定スケジュールとしてご説明させていただきます。

本日、皆様ご同意のもとに議案提出ということでご署名をいただければ、もうあさつてに迫っておりますが、これを初日の6月9日の午後4時までに提出いただくと6月議会での対象となってくる取り扱いの申し合わせになってございます。

その後、各派代表者会議、次回6月15日のご予定でございますけれども、そこで特別委員会からこのような提案がありましたということで、議案の内容、審議方法等の確認をい

ただきまして全議員へ周知をいただくと。

その後、6月定例会議会の最終日、7月5日でございますけれども、議会運営委員会で議事日程をご確認いただいて、本会議でこちら専門的知見の活用についてのご議決と、その後に、具体的には先ほど委員長からご説明ありましたとおり、先生と、あるいは三重大になるかはわかりませんが、調査委託の契約を締結すると、そういう流れになってこようかと思えます。

次回、6月21日に特別委員会のスケジュールを押さえていただいておりますけれども、ここで先生に具体的にどのような調査をお願いしていくのか、その辺、仕様書の詰めということにもかかわるんですけれども、その辺の最終確認をお願いしていただければ、その後、具体的な調査研究を先生に進めていただいて、またこの特別委員会にフィードバックしていただくと、そんな流れを想定してございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

スケジュールについてはお聞き及びのとおりです。

○ 笹岡秀太郎委員

感覚はつかめましたが、そうすると、早い段階でこの話が進むとなると、今言われた経費的な面とか具体的なものがもう少し出てこないかと、できたらこれはもう全会一致で進めていきたいし、サインさせてもらうので、我々も協力していただきたいというための資料として、やっぱりそのあたりのところ、もう少しスピード感を持って示していただけるとありがたいかなと、皆さんを説得できやすいという思いがあるので、できたらお願いしたいなと思えます。

○ 樋口龍馬委員長

最大の速度で進めさせていただいて、皆様になるだけ早い段階で示させていただきたいというふうに考えているところでございます。

何分、きのうの朝9時から10時までという時間でお会いする中で、そこまで詰め切れなかったという点についてはもう私どもの至らないところでございまして、大変ご迷惑をおかけしておりますが、ぜひご協力をお願いいたします。

他になければ、署名のほうを進めていただいて。

署名をしながらちょっと聞いていただきたいんですが、まず、今後の日程にもかかわってくるので後ほど詳細に説明をするところでございますけれども、7月15日に先生とのアポイントがとれておりまして、一度進捗の報告をその場でしていただくということ。最終報告につきましては11月の末ぐらいをめどに今お話をさせていただいております。

条例を提案していくスケジュールとほぼ並行しながらという格好になりますが、本日皆様からいただいたご意見であったり、パブリックコメント、参考人との意見交換等についても考慮していただきながら調査研究を進めていただくという格好になってまいります。

○ 中川雅晶委員

11月の末ぐらいに報告書が出てくる。その報告書、活用できるのかな。

○ 樋口龍馬委員長

私ども正副委員長といたしましては、先生に投げっ放しで報告書だけ受け取って、はい、できましたよという格好ではなくて、月に1回程度は直接会いに行こうというふうに思っておりまして、その中で得た情報は皆様にも開示しながら進めていきたいなというふうに思っております。

なので、最終報告書の形で活用するというよりも、進捗を図りながら、その都度、皆様に情報を開示して参考にしていきたいというところでございます。

恐れ入りますが、この形で進めさせてください。

金額につきましては、先ほどご案内申し上げましたとおり、なるべく早く皆様にお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

4番、参考人招致についてでございます。

参考人招致につきましては、資料をごらんください。参考人招致リストという資料5ですね。

正副委員長案としてあげさせていただいております。考え方なんです、国民体育大会の開催種目ということでテニス、体操、サッカー、軟式野球、国民体育大会の常連種目ということで、レスリングとフェンシング、これはニッチスポーツという視点で入れさせていただきました。各種団体としては体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの中から数名、三重県中学校体育連盟も全国中学校体育大会の開催が迫ってきておりま

すので、ぜひ意見が聞ければなというところ、あと、スポーツ指導者連絡協議会というのがございますので、こちらから、あと、四日市市のスポーツ推進委員というのがございますので、こちらから、あと、レクリエーション協会、バドミントンであったりママさんバレーが含まれておりますので、こちらのほうにも声をかけるとよかろうということで、各団体から2名程度という声かけをさせていただきたいというふうに考えております。

この点につきまして、まず、1番のほう、地域のスポーツ関係者という点につきまして、こういった方もお呼びしたほうがいいのではないかというご意見がございましたらぜひお願いいたします。

○ 萩須智之委員

確かに上位のほうは団体も大きいんですが、マイナー種目、大事です。点数ようけとれます。

その中でいくと陸上競技協会か水泳協会も一応入れていただいたほうがいいのかというのと、各種団体のスポーツ指導者連絡協議会はこれ休眠団体なので、外してください。事実上、年1回講習会をやっているだけで、機能していないので、これは意味ないです。

そこまでですね、とりあえず。お願いします。

○ 樋口龍馬委員長

ちょっと外すというのはなかなか難しいところがあって、休眠団体といっても総会をしているところであったり、体育協会にも評議員として参加をされて見えますので、この点については置かせていただきたいなという点。

あと、先ほど言われた陸上競技協会、水泳協会の話なんですけれども、シティロードレース大会がありますので、陸上競技協会のほうには声をかけていくという格好で考えるのがいいのかというふうに思いますので、陸上競技協会さんに声をかけさせていただくということでご了承をお願いいたします。

他に、参考人としてお招きするといいよというところがあれば。

またこの参考人の招致につきましては大分時間がございます。8月の末ぐらいを考えておりますので、思いつくところがありましたら6月21日で結構でございますので、ご披露いただければというふうに思います。

2の元トップアスリート、指導者等なんですけど、これは先般、森川委員のほうからも例

えば海外のチームを知っている人はいないのかというようなご指摘があったり、また、大学の先生ですと、スポーツマネジメントについては余り実際に団体をお持ちでないのに、実際にスポーツマネジメントをしている方であったり、先ほど加納委員からご提案のありました雇用について等の視点をお持ちの方を検討しております。

これは、1の参考人をお招きする機会とは別の機会でお招きしたいなというふうに考えております。ですので、どなたか適当な方がおみえになればご披露いただいて検討したいというふうに思いますが。

○ 萩須智之委員

サッカーJリーグのマッチコミッショナーをやっている方と、その方がプロスポーツのJリーグに詳しい人も紹介できるというのは答えをいただいています。

これ、プロスポーツなんで、サッカー協会とはまたちょっと切り口が違うんですね。先般、プロスポーツというのが出ていたものですから、それで1人ご紹介できます。

それと、せんだって水球の角野選手に帯同された四日市中央工業監督の川口智央先生は、福岡の世界選手権の日本代表経験者で、そういう指導歴もあるということで適任者かなとは思いますが。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

ほかにございます方。

○ 森川 慎委員

ちょっとわからないんですけど、この地域のスポーツ関係者で自転車関係の人とかというのはどうなんですかね。競輪があったりとか、あと、水沢町でサイクルスポーツフェスティバルもやっているの、そんなのもあれば。ちょっとどういう組織体なのかわからないんですけど。

○ 樋口龍馬委員長

私どものほうでも自転車も国民体育大会の開催種目になっていますので検討したんです

けれども、ちょっとアタックする先がわからなくて、実際に自転車が絡んでいるかいないかというところについて調査中ございまして、確認がとれて確たる方がおみえになった場合については自転車の方もということで、ご意見をいただきました。1の部分ですね。ありがとうございます。

○ 太田紀子委員

前後して申しわけないんですけど、地域のスポーツ関係者というと、条例を見ていると障害者の方のことも書いてもらってあるんだったら、そういう何か障害者の方のスポーツの指導してみえるというか、そういう団体とかというのはないんでしょうか。

○ 萩須智之委員

スペシャルオリンピックス三重、やっている方はみえますね。お呼びいただいてもいいと思います。

○ 太田紀子委員

ぜひともそういう方……。

○ 萩須智之委員

市の施設でずっと継続的に活動もしています。

○ 樋口龍馬委員長

じゃ、スペシャルオリンピックス三重にも声をかけさせていただくということによろしいでしょうか。

○ 萩須智之委員

パラリンピックに入りますからね。

○ 樋口龍馬委員長

他にございます方。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきました。

では、先ほどご披露をいただいた部分であったり、私どもとしてもトップアスリートについてはさまざま選定をしているところがございますので、数案を出させていただく中で皆様でご協議いただいて、どの方をお招きしていくのか、ないしは何名かお招きするのかなということについても検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

では、今後の日程についてでございます。

先般、6月21日午後1時30分からにつきましてはご確認をいただいているところがございますので、よろしく願いをいたします。

第5回の日程なんですが、先ほど専門的知見の活用の中で若干触れさせていただきました。リオオリンピック等々のさなか、先生との日程調整を行いまして、7月15日が最短でとれる日となっております、そのときに一定の研究の方向性であったり、調査研究の内容についての聞き取りを行いたいというふうに考えております。7月15日の開催につきまして問題のあります方、おみえになりましたらお伝えいただきたいんですが、特段なければ、この日程で押さえさせていただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、よろしく願いいたします。

本日の日程はこれで全て終了いたしました。皆様、ありがとうございました。お疲れさまです。

11 : 45 閉議